

規 則

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十七号

埼玉県感染症診査協議会規則の一部を改正する規則

埼玉県感染症診査協議会規則（平成十五年埼玉県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号を次のように改める。

一 埼玉県南部保健所感染症診査協議会 埼玉県南部保健所

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。